

令和3年度三原市多様な広域連携促進事業支援業務
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和3年度三原市多様な広域連携促進事業支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザルに付すことにより、提案を広く募集し、手続に必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名称

令和3年度三原市多様な広域連携促進事業支援業務

(2) 業務内容

「令和3年度三原市多様な広域連携促進事業支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)」に記載しているとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、優先契約交渉事業者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年2月21日までとする。

(4) 予算額

8,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱(平成17年三原市要綱第204号)の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続、又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること。

(4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市税を滞納していないこと。

3 スケジュール

公募開始(実施要領等の公表・配布開始)	令和3年6月1日(火)
質問書の提出期限	令和3年6月7日(月)
参加表明書の提出期限	令和3年6月11日(金)
企画提案書の提出期限	令和3年6月21日(月)
企画提案審査(ヒアリング実施予定)	令和3年6月24日(木)又は25日(金)
選定結果通知(予定)	令和3年6月29日(火)

4 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書(様式第1号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メー

ルにより、件名を「多様な広域連携促進事業支援業務に関する質問」として、送信すること。なお、受信確認のため、提出した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和3年6月7日(月) 12時まで【必着】

(3) 提出先

「9 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年6月10日(木)までに、三原市ホームページへ掲載する。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第2号-1) 1部

(イ) 添付書類(該当者のみ ※を参照) 1部

※令和3・4年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格者名簿、令和3・4・5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿のいずれにも記載されていない者が参加表明書を提出する場合、次の5点の書類を添付すること。

- ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書) ※写し可
- ・印鑑証明書 ※写し可
- ・市税の納税証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可

※上記4点の証明書は提出日以前3ヵ月以内に証明されたものを提出すること。

- ・決算書の写し(申請日の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書)

(ウ) 会社概要書(様式第3号) 1部

(エ) 関連業務実績書(様式第4号) 1部

(オ) 協力会社概要書(様式第5号) 1部

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

(2) 提出方法・期限

令和3年6月11日(金) 17時15分まで(土・日曜日を除く)【必着】に、持参又は郵送すること。

(3) 提出先

「9 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 参加資格審査

参加表明書提出後は、「2 参加資格」に示した要件について審査を行い、結果を令和3年6月14日(月)までに書面で通知する。なお、審査により、要件を満たさないこととなった場合、企画提案書は受け付けない。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

(ア) 見積書 8部(正本1部、副本7部)

- ・様式は任意とするが、合計金額(消費税及び地方消費税を含む)のみではなく、業務ごとの内訳も明記すること。

- ・押印は1部で、他は複写（製本不要）とする。

(イ) 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

a 一般事項

- ・用紙サイズはA4判で統一すること。図表サイズ等でA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- ・ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
- ・ヒアリングを実施する予定であるため、20分以内に説明できるよう、全体を構成すること。
- ・提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。
- ・いずれの提案についても実現可能な提案であること。

b 企画提案事項

- ・本業務の仕様書を踏まえ、次の項目及び順序により企画提案書を作成すること。

区分	項目	記載内容
業務内容	(1) 「地域の未来予測」によるまちの将来像の見える化	ア 作成する現況データのイメージ イ 作成する将来データのイメージ
	(2) 遠隔自治体型連携による新たな広域連携の検討支援	ア 「「地域の未来予測」の活用に係る研修」の実施内容 イ 「広域連携の取組検討」の実施内容 次の必須分野及び独自提案分野（独自提案がある場合）の実施内容を記載すること。 ○必須分野 （ア）教育分野 （イ）観光分野 （ウ）独自提案分野（必ず1つ以上） ウ 「遠隔地間の広域連携の「自立・自走化」に向けた関係者会議」の実施内容
	(3) その他の独自提案事業	上記のほか、本事業の目的達成に向けて、実施する予定の独自提案がある場合はその内容を記載すること。
業務実施	(1) 実施体制	本業務を確実に実施・履行する組織体制として、責任者の配置や役割分担、連絡体制などを明記すること。 ※必要に応じ、業務の実施体系図を作成すること
	(2) 業務工程・スケジュール	業務の工程・スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

(2) 提出方法・期限

令和3年6月21日(月) 17時15分まで（土・日曜日を除く）【必着】に、持参又は郵送すること。

(3) 提出先

「9 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

7 審査方法及び基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、市職員で構成する事業者選定委員会において審査基準に基づきヒアリング又は書面による審査を実施し、最も得点の高かった者を優先契約交渉事業者として選定する。

(ア) 実施方法（ヒアリングの場合）

- ・ 1社につき40分間（説明20分、質疑20分）とする。
- ・ 事前に提出のあった企画提案書を用いて行うこととし、提出後の差替え、追加は認めない。

(イ) 実施日時・場所等（ヒアリング・書面ともに）

令和3年6月24日（木）又は25日（金）いずれも午前中を予定

※企画提案書提出事業者が6社を超える場合、書類による一次審査を行うため、ヒアリングの実施日を変更することがある。上記日時とあわせ、詳細は別途連絡する。

(2) 審査基準

審査は、別に定める審査基準を使用して行う。なお、評価基準点を60点とする。

(3) 結果通知

審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、契約締結後、次の内容等を三原市ホームページへ掲載する。

- (ア) 契約の相手方
- (イ) 契約金額
- (ウ) 契約期間
- (エ) 全提案者名及び評価結果
- (オ) 議事録

8 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。
- (6) 市が定める評価基準点に満たない場合には失格とする。
- (7) 優先契約交渉事業者を特定した後の契約手続きは、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）による。
- (8) 優先契約交渉事業者は、契約締結後、令和3・4・5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿への登載手続きを行うものとする。
- (9) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。

9 書類等提出及び問い合わせ先

三原市経営企画部経営企画課 担当 清水，服部
住 所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話：0848-67-6270(直通) Fax：0848-64-7101
E-Mail：keieikikaku@city.mihara.hiroshima.jp